

**自筆証書遺言書保管
制度を利用しませんか**



「自筆証書遺言書保管証明制度」とは、法務局が自筆証書遺言書を長期間保管する制度です。

この制度のメリットは、次のとおりです。

- 遺言書の紛失、隠とく、改ざんなし
- 遺言者の死亡による相続人等への通知
- 家庭裁判所の検認手続不要
- 保管申請手数料3,900円
- いつでも撤回可能

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994-43-6790

**法定相続情報証明制度
を利用されませんか**



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預貯金の払戻し、相続税の申告や遺族年金等の年金手続など、各種相続手続において、戸籍書類一式の提出を省略することができます。

詳しくは法務局のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994-43-6790
鹿児島地方法務局曾於出張所
☎099-482-0047

**相続登記が
義務化されます**



令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。また、令和6年

4月1日までに相続が発生している場合にも、相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994-43-6790
鹿児島地方法務局曾於出張所
☎099-482-0047

**第69回精神保健福祉普及運動
について**

10月10日（月）から16日（日）は「ともに生きること～人と人とのつながりを考える。」を推進標語とした第69回精神保健福祉普及運動週間です。

【趣旨】

これは、地域社会における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する理解を深め、早期治療や社会参加の促進を図り、もって精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としています。

【各種相談】

■ ころこの電話

精神的不安等、心の悩みごとに関する相談 ☎099-228-9566

■ 県精神保健福祉センター（事前電話）
精神科医、保健師、心理士による相談等 ☎099-218-4755

■ ピアサポーター活動

自分の体験や行動、考え方を互いに語り支えあう活動
☎099-401-0028

（そお地区障がい者等機関相談支援センター内）

【お問い合わせ先】

大崎町役場保健福祉課
障害福祉係
☎476-1111（内線138）

**鹿児島県最低賃金が時間額
「853円」に改正されました！**

鹿児島県最低賃金が、令和4年10月6日から時間額「853円」に改正されました。この最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

また、特定の産業の労働者と使

事業者の方へ！

国税庁

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）
【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶